

神戸市立児童発達支援センター代替保育士派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が設置する児童発達支援センターにおいて、保育士その他主として保育業務に従事する職員（以下「保育士等」という。）が年次有給休暇その他の休暇を計画的に取得すること等により、当該施設の保育業務に支障が生じる場合に、その代替として業務を担当する保育士（以下「代替保育士」という。）を派遣するために必要な事項を定める。

(代替保育士の配属先・派遣決定)

第2条 代替保育士の配属先は、総合療育センターとし、代替保育士の派遣は、総合療育センター所長の決定により行う。

(2) 前項の決定にあたっては、総合療育センター所長は、代替保育士の年次有給休暇の取得その他の事情に配慮しなければならない。

(3) 第1項の決定があった場合は、代替保育士は派遣先として決定された施設へ出務する。

(派遣先となる施設)

第3条 この要綱による代替保育士の派遣先は、こども家庭局に属する児童発達支援センター（次に掲げるもの）とする。

- ① 東部療育センター ひまわり学園
- ② 総合療育センター まるやま学園
- ③ 総合療育センター あげぼの学園
- ④ 西部療育センター のぼら学園

(派遣事由)

第4条 前条に定める児童発達支援センター（以下「施設」という。）の園長は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合に、様式1-1により総合療育センター所長に対して、代替保育士の派遣を要請することができる。

- ① 派遣を受けようとする施設の保育士等が年次有給休暇その他の休暇を計画的に取得する等により、当該施設の保育士が欠けるとき
- ② 派遣を受けようとする施設の保育士等が退職・休職する等により、当該施設に欠員が生じたが、その代替となる臨時的任用職員を雇用することができないとき
- ③ その他、総合療育センター所長が必要と認めるとき

(2) 前項に定める派遣の要請がない場合において、総合療育センター所長は、代替保育士が前条に定める各施設からの派遣要請を受けた場合に円滑に保育を担当できるように、各施設での業務経験を積ませる見地から、必要と認める施設への代替保育士を派遣することができる。

(派遣先の決定・通知)

第5条 総合療育センター所長は、前条により代替保育士を派遣する施設を、原則として派遣する日の属する月の前月20日までに決定する。

- (2) 前項の決定にあたっては、前条第1項に定める派遣要請がある場合は、原則として要請のあった施設への派遣を決定するものとし、同日について複数の施設からの派遣要請があった場合は、各施設の保育士等の出務状況その他の事情を総合的に勘案し、派遣先を決定するものとする。
- (3) 第1項の決定にあたって、前条第1項に定める派遣要請がない場合は、前条第2項により総合療育センター所長が必要と認める施設への派遣を行う。なお、前条第1項に定める派遣要請が同日に複数あった場合は、各施設の保育士等の出務状況その他の事情を総合的に勘案し、派遣先を決定するものとする。
- (4) 総合療育センター所長は、第1項で決定した代替保育士の派遣先を、決定後速やかに様式2-1により代替保育士及び第3条に定める施設へ通知しなければならない。

(派遣先の変更)

- 第6条 前条第4項による総合療育センター所長の通知後に、派遣先として予定されていない施設において第4条第1項に定める事由が生じた場合は、当該施設の園長は、派遣先として予定されている施設の園長と調整のうえその了解が得られれば、様式1-2により総合療育センター所長へ代替保育士の派遣先を変更して当該施設へ派遣するよう要請することができる。
- (2) 前項の要請があった場合は、総合療育センター所長は、第1項で定めた派遣先を変更し、要請があった施設へ代替保育士を派遣することができる。
 - (3) 総合療育センター所長は、前項により派遣先の変更決定を行った場合は、変更した内容を様式2-2により速やかに代替保育士及び第3条に定める施設へ通知しなければならない。

(代替保育士の出勤確認)

- 第7条 第4条から第6条までの規定により代替保育士の派遣が行われた場合は、その派遣日にかかる代替保育士の出勤確認は、様式3により派遣先施設の園長が行うものとする。
- (2) 総合療育センター所長は、前条による出勤確認に基づき、代替保育士の出勤状況を確認するものとする。

(緊急時の対応)

- 第8条 総合療育センター所長は、緊急の場合等やむを得ない事情がある場合は、第4条から第6条までの規定によらずに、代替保育士の派遣先を決定することができる。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、代替保育士の派遣に関して必要な事項は、第3条に定める施設とこども家庭局家庭支援課の協議により定める。

附則

1. この要綱は、平成29年4月1日より施行する。
2. 昭和56年4月1日付「保健福祉局障害相談課病欠等代替保育士派遣要綱」は廃止する。
3. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
4. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
5. 平成29年4月1日付「神戸市立児童発達支援センター代替保育士派遣要綱運用規程」は廃止する。